



栃木市

# 新型コロナウイルス 感染症対策に関するお知らせ

第1報

(令和2年4月26日)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。本紙では、栃木市の感染症対策に関するお知らせやお願い、相談・支援などの情報を随時お伝えします。

## 栃木市非常事態を宣言しました

新型コロナウイルス感染症患者の発生状況は、日本国内の感染者が1万1千人を超えるなど、感染拡大が続いております。栃木市においても、市内での感染者が連日報告されており、非常に危機的な状況が迫っています。このことから、4月18日、新型コロナウイルス感染症に関する栃木市非常事態を宣言しました。

感染拡大防止のためにも、下記の3つの要請につきまして、ご協力をお願いいたします。

### 新型コロナウイルス感染症に関する栃木市非常事態宣言

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、4月16日に国が全都道府県に緊急事態宣言を発出したことを受け、4月17日栃木県が緊急事態措置を発表いたしました。

栃木市においては（中略）人口10万人当たりの割合が県内で1番高い状況にあり（中略）感染拡大に歯止めがかかっておりません。

このような状況を踏まえ、市民一丸となって感染拡大阻止を図るため、ここに非常事態を宣言し、本日より5月6日までの間、市民の皆様以下のことを強く要請いたします。

1. 手洗いや咳エチケット、マスクの着用など、基本的な感染症対策を徹底すること。
2. 生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人との接触は8割削減を目指すこと。  
特に、ゴールデンウィークに向け帰省や旅行など都道府県をまたいだ人の移動や、「3つの密」が濃厚な形で重なる繁華街の接客を伴う飲食店への出入りを自粛すること。
3. 事業所においては、施設の消毒、こまめな換気などの感染症対策を徹底するとともに、従業員の健康状態の把握及び感染防止に努めること。

令和2年4月18日  
栃木市長 大川 秀子

### 栃木市の対応

- |                     |                                    |
|---------------------|------------------------------------|
| 1 イベント等の中止について      | 開催規模、開催場所等に関わらず、イベントについては原則、中止とする。 |
| 2 市有施設の休館・休止について    | 原則、すべて休館または一般利用を休止とする。             |
| 3 学校の休業について         | 市内小中学校の臨時休業を延長する。                  |
| 4 学童保育及び保育所等の利用について | 保護者の就労状況等により、家庭での保育が困難な場合に限り受け入れる。 |

### 特殊詐欺や風評にご注意ください

新型コロナウイルスで不安になっている気持ちに付け込み、特殊詐欺が起きる可能性があります。おかしいな、と思ったら、周囲に相談するなどしましょう。困ったときは、消費者ホットライン（☎（局番なし）188）へ。

また、SNSやインターネットの掲示板、口コミなどから発信された根拠の無いうわさ話などによる誤解や混乱が起きている。国や県、市から発信される行政情報を確認し、正確な情報に基づいて落ち着いた行動をとるようお願いいたします。

※栃木市からの最新のお知らせや情報は、市ホームページ「新型コロナウイルス感染症【栃木市の情報】」<https://www.city.tochigi.lg.jp/site/covid19> やFMくらら857（FM85.7MHz）などでご確認ください。

### 感染された方や医療に従事する皆さんの人権に配慮をお願いします

新型コロナウイルスは、いつ誰が患するか分かりません。県から発表される感染者情報は、人権保護の観点からプライバシーに配慮したものとなっております。感染された方や、医療従事者など感染症対策にあたる皆さんおよびそのご家族の皆さんに対する誹謗中傷等は、あってはならないことです。人権に配慮した冷静かつ賢明な行動をお願いいたします。また、不確定な情報や詮索などにより、風評被害につながるような行動（うわさ話やSNSなどでの拡散）は厳に慎んでいただくようお願いいたします。

### 防災行政無線（屋外スピーカー）

緊急性の高い情報については、防災行政無線（屋外スピーカー）でもお知らせしています。聞き取りにくい・聞き逃してしまった場合は、防災行政無線電話応答サービス ☎（24）3322（通話料がかかります）または市ホームページ、Twitter、Facebookでご確認ください。

## 軽自動車税・固定資産税・都市計画税の納期限を延長します（6月30日まで延長）

新型コロナウイルス感染拡大の影響による収入の減少や、外出自粛が続いていることを考慮して、5月末が納期限となっている以下の市税の納期限を、6月30日（火）に延長します。申請は不要です。全ての納税者の納期を延長します。

○軽自動車税（全期）＊納税通知書発送予定日：5月8日（金）

※納税通知書には、延長前の納期限日が印字されていますが、6月30日（火）に読み替えてください。

※口座振替による自動引き落とし日も、6月30日（火）となりますのでご注意ください。

※納付書払いの場合、コンビニでは6月2日（火）以降は納付できません。金融機関や市役所にてお納めください。

※車いす移動車等構造改造車・心身障がい者の方に対しての減免申請期限も、6月30日（火）まで延長します。

○固定資産税・都市計画税（第1期）＊納税通知書発送予定日：5月15日（金）

※口座振替による第1期の引き落とし日も、6月30日（火）となりますのでご注意ください。

問合せ 軽自動車税：市民税課 ☎（21）2261 固定資産税・都市計画税：資産税課 ☎（21）2271

## 上下水道料金等の支払いの猶予

新型コロナウイルスの感染拡大の影響による収入減などにより、一時的に水道料金・下水道使用料・農業集落排水施設使用料の支払いが困難な事情がある方について、最長で6カ月、支払いの猶予をします。詳しくは問合せ先へ。

問合せ 栃木市上下水道料金お客様センター ☎（25）2100（平日8時30分～17時15分）

## 事業所向け支援

下記のほか、国や県の支援策もあります。詳細は、市ホームページまたは問合せ先へ。

- ・中小企業緊急景気対策特別資金：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上減少が見込まれる事業者の資金調達を支援します。
- ・栃木市制度融資（中小企業向け資金）：上記特別資金など、栃木市制度融資を利用する際の信用保証料を全額補助します。
- ・セーフティネット保証：セーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項）の認定を行っています。
- ・危機関連保証：危機関連保証（中小企業信用保険法第2条第6項）の認定を行っています。
- ・売上減少証明書発行：小規模事業者持続化補助金の審査加点のための証明書を発行しています。

問合せ 商工振興課 ☎（21）2371（平日8時30分～17時15分）

## 生活資金の貸付（県社会福祉協議会）

県の社会福祉協議会では、低所得者世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。詳しくは、栃木市社会福祉協議会の本所・支所へ相談ください。

問合せ 栃木市社会福祉協議会 ☎（22）4457

## 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

一般的なお問い合わせ・ご自身の症状に不安がある場合などの相談（厚生労働省）

厚生労働省の電話相談室（コールセンター） ☎0120-56-5653（9時～21時・土日祝日も実施）

※聴覚に障がいのある方をはじめ、電話での相談が難しい方のFAXでの相談 FAX番号 03-3595-2756

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談、発熱など症状がある場合の相談（栃木県）

発熱などの症状がある場合は、コールセンターまで相談ください。

栃木県 新型コロナウイルスコールセンター ☎0570-052-092（24時間受付・土日祝日も実施）

※開設期間 6月30日（火）まで

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な問い合わせ（栃木市）

新型コロナウイルス感染症対策室 ☎（21）2147（平日8時30分～17時15分）

※発熱などの症状に関する相談は、栃木県のコールセンター（上記）に相談ください。

※聴覚に障がいのある方をはじめ、電話での問い合わせが難しい方のFAXでの問い合わせ FAX番号（21）2682

新型コロナウイルス感染症に関連した『こころ』の健康相談

自宅で生活する時間が増え、眠れない、気分が落ち込むなどの症状はありませんか？栃木市では、市民の皆さんを対象に、保健師などが健康相談を行っています。

問合せ 健康増進課（栃木保健福祉センター内） ☎（25）3512（平日8時30分～17時15分）

労働者向け特別相談窓口（栃木県）

・解雇や雇止め等の労働相談：小山労政事務所 ☎0285-22-4032（平日8時30分～17時15分）

・解雇や雇止めされた方の再就職に関する相談：とちぎジョブモール ☎028-623-3226

（平日8時30分～17時15分 / 土曜日10時～17時）

とちぎけん す がいこくじん しんがた そうだん  
栃木県に住む外国人のための新型コロナウイルス相談ホットライン

しんがた かんせん しんばい としき でんわ  
新型コロナウイルスの感染が心配な時は、電話してください。 ☎028-678-8282（0：00～24：00 24hours）